特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	予防接種関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
北秋田市は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
北秋田市長

公表日
令和4年3月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施対象者把握に使用する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に使用する。 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内宛名統合システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）

2. 特定個人情報ファイル名
健康管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一項番10 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）および別表第二 （別表第二における情報提供の根拠）：なし （別表第二における情報照会の根拠）：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に、予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務が含まれる項（項番17、18、19） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （情報提供の根拠）：なし （情報照会の根拠）：（第13条）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北秋田市健康福祉部医療健康課
②所属長の役職名	医療健康課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北秋田市総務部総務課 〒018-3392　秋田県北秋田市花園町19番1号 TEL:0186-62-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北秋田市健康福祉部医療健康課 〒018-3315　秋田県北秋田市宮前町9－69 TEL:0186-62-6666

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月28日時点	平成30年1月1日時点	事後	
平成30年1月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月28日時点	平成30年1月1日時点	事後	
平成30年9月4日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年1月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月4日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年1月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日　時点	事後	
令和2年10月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日　時点	令和2年8月1日　時点	事後	
令和3年4月30日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施対象者把握に使用する。	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施対象者把握に使用する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に使用する。 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。	事後	
令和3年4月30日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名	健康管理システム、団体内宛名統合システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内宛名統合システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和3年4月30日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、番号法別表第一項番10	・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一項番10 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年8月2日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施対象者把握に使用する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に使用する。 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。	予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施対象者把握に使用する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に使用する。 ・ワクチン接種記録システム（VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一項番10 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一項番10 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月8日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日　時点	令和4年3月1日　時点	事後	
令和4年3月8日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月1日　時点	令和4年3月1日　時点	事後	